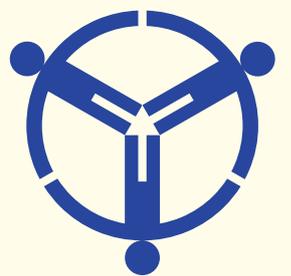


全自共のご案内
自動車共済



 あんしん  ゆとり  たすけあい

ZENJIKYO 



経験と実績から生まれる安心 全自共の概要・沿革

概要・沿革

事業概要

自動車・自賠責共済



ごあいさつ

全国自動車共済協同組合連合会(全自共)は、中小企業者のために自動車共済事業を運営する北海道・東北・関東・中部・西日本の5地区の自動車共済協同組合と、全日本火災共済協同組合連合会(日火連)を会員とする全国団体です。

全自共の会員である5地区の自動車共済協同組合では、それぞれの組合が緊密に連携し合い、全国を網羅するネットワークを形成しており、迅速な事故対応、充実したロードサービスなど、自動車共済加入者の皆様が安心して加入できるサービスを提供しております。

全自共では、会員組合が自動車共済加入者の皆様からお引き受けした自動車共済契約に基づいてお支払いする共済金について、その全額を会員組合に再共済金としてお支払いする再共済制度を運営しています。

また、自動車共済加入者の皆様に提供するサービスの品質及び利便性の向上、共済商品企画及び補償の充実等を図るため、積極的に調査・研究、研修事業等に取り組んでいます。

さらには、平成20年4月からは、一部の地区において日火連との間で共同元受事業も実施しています。

全自共および各会員組合では、自動車共済制度をご利用いただく皆様の信頼にお応えするため、組織一丸となって自動車共済制度のさらなる発展、強固な経営基盤の確立等を図って参ります。

皆様方におかれましては、引き続きお引き立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

全国自動車共済協同組合連合会
会長 村瀬 公一郎

Results
Results

● 全国自動車共済協同組合連合会

所在地	東京都新宿区市谷八幡町14番地 市ヶ谷中央ビル8F TEL03-3267-1911(代)
設立年月日	昭和50年8月6日
役員	北海道自動車共済協同組合 東北自動車共済協同組合 関東自動車共済協同組合 中部自動車共済協同組合 西日本自動車共済協同組合 全日本火災共済協同組合連合会
出資金	319,920万円
資産総額	271億円
役員数	23名

(令和5年3月31日現在)



● 沿革

- S50. 5.14 全国自家用自動車共済協同組合連合会の創立総会を開催
(会員) 東北自家用自動車共済協同組合(現東北自動車共済協同組合)
関東自家用自動車共済協同組合(現関東自動車共済協同組合)
九州自家用自動車共済協同組合(現西日本自動車共済協同組合)
- 8. 6 全国自家用自動車共済協同組合連合会(現全国自動車共済協同組合連合会)経済産業大臣より設立認可
- 9. 1 全国自家用自動車共済協同組合連合会の設立を東京法務局に登録
- S51. 1.22 中部中小企業自家用自動車共済協同組合(現中部自動車共済協同組合)加入
- S52. 2. 1 経済産業大臣の認可により再共済事業を開始
会員との間に再共済契約を締結
- 4. 1 北海道自家用自動車共済協同組合(現北海道自動車共済協同組合)加入
- H 6. 6.11 事務所を東京都新宿区市谷八幡町14番地に移転
- 10.20 全自共の英文名(National Federation of Motor Insurance Cooperatives)を制定
- H 7. 4. 1 名称を「全国自動車共済協同組合連合会」と改称するとともに、略称を「全自共」と制定
- 11.10 全自共創立20周年記念式典を開催
- H 9. 7. 1 経営安定資金融資制度を設立
- H10. 4. 1 全国組織として自動車損害賠償責任共済の取扱いを開始
- H12. 5.26 全自共創立25周年記念式典を開催
- H17. 5.27 全自共創立30周年記念式典を開催
- H19. 4. 1 100%再共済の引き受けを開始
- H20. 2.27 全国中小企業共済協同組合連合会(現全日本火災共済協同組合連合会)加入
- 4. 1 全国中小企業共済協同組合連合会(現全日本火災共済協同組合連合会)との間で共同元受事業を開始
- H28. 6.23 全自共創立40周年記念式典を開催



さまざまなニーズにお応えして 全自共の事業概要

概要・沿革

事業概要

自動車・自賠償共済

Outline
Outline

●再共済事業

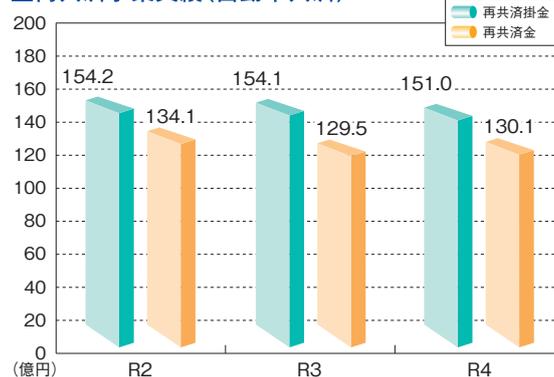
○自動車共済

中小企業者などが、その保有する自動車の所有、使用または管理に起因して発生する事故に対する経済的損失を補てんすることを目的として、各地において自動車共済協同組合による自動車共済事業が行われています。

全自共は、これらの組合が行う事業によって負う共済責任の分散と、共済金支払いの万全を期すため、再共済事業を行っています。

その再共済事業は、平成19年度からはすべての共済種目を再共済の対象とするとともに、「100%再共済制度」を開始し、会員である組合が支払った共済金の全額を全自共が再共済金として支払うこととしています。

■再共済事業実績(自動車共済)

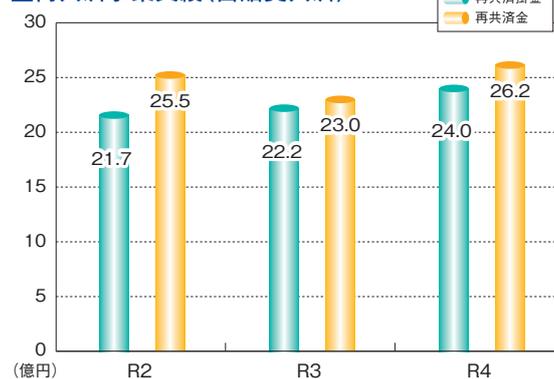


○自動車損害賠償責任共済(自賠償共済)

会員である組合と自賠償共済再共済契約書を締結することにより、自賠償共済にかかる組合の共済責任のすべてが、全自共の再共済責任となっています。

また、自動車損害賠償保障法(自賠法)の規定により、再共済責任について共同プール事務を行っています。

■再共済事業実績(自賠償共済)



● 共同元受事業

全日本火災共済協同組合連合会(日火連)との間で、自動車共済の共同元受事業を行っています。

● 研修事業

組合の人材開発・育成のため、全国的に集約して実施することが効果的な組合役職員の階層別研修や損害査定などの実務研修を実施しています。

医療費専門研修

医療費査定のエキスパートを養成し、医療費査定の高度化を図るとともに、査定実務の指導者、部内講師を育成することを目的としています。

車両見積専門研修

車両見積り業務に精通した査定員の養成を図ることを目的としています。

経営者等研修

経営者及びその候補者としての能力開発、資質の向上を図ることを目的としています。

■ 研修実施風景



● 経営安定資金融資事業

自動車共済事業の健全な運営のために、組合への資金貸付などを行っています。

● 調査研究事業

自動車共済にかかわる商品の改善・開発をはじめ、保険の自由化、情報システムの高度化などに備え、研究開発を進めています。



明るい暮らしを支える大きな力 自動車・自賠責共済

概要・沿革

事業概要

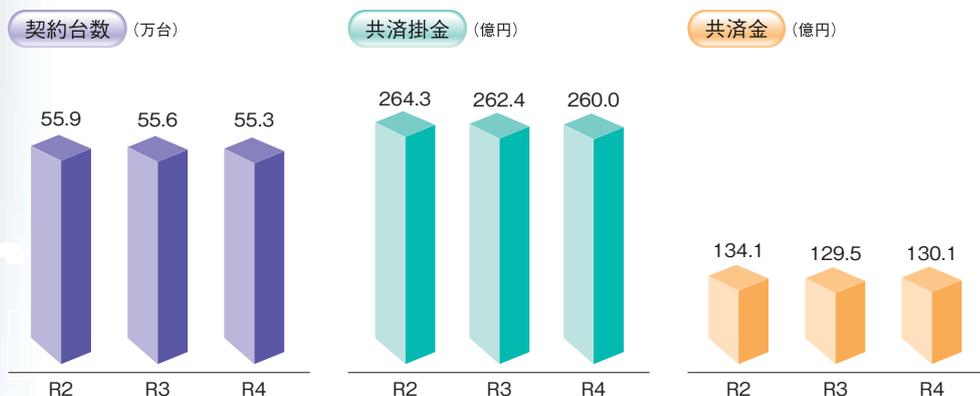
自動車・自賠責共済

● 自動車共済 ※日火連との共同元受事業を除きます

自動車共済制度とは、経済産業省の認可を得た協同組合で運営され、中小企業者の保有する自動車の事故にかかる共済事業を行い、組合員が自動車事故を起こした場合、共済金を支払う制度です。

組合の地区内の中小企業者で、自動車をお持ちの方は、どなたでも加入でき、家族の方々も利用できます。

■ 自動車共済事業実績



組合ではお客様に
次のようなサービスも実施しています。

ロードサービス

一定の条件のご契約については、故障、事故時等に安心の「ロードサービス」がセットされます。

示談代行制度

事故が発生したとき、契約者に代わり、事故の相手側との示談交渉を行う示談代行サービスを行っています。

休日・夜間事故受付の実施

自動車事故を起こした場合、全国ネットによる休日・夜間事故受付を実施しています。

自賠責共済(保険)金との一括払い

自賠責共済(保険)金の請求手続き及び自賠責共済(保険)金を立替えて自動車共済金と一括して支払う一括払い制度を行っています。

本会及び会員組合では、ご利用者の皆さまが安心して自動車共済、自賠責共済をご利用いただけるよう苦情処理措置、紛争解決措置を講じています。詳しくは、組合の窓口にご照会ください。

■自動車共済の種類



対人賠償共済

自動車事故によって歩行者、同乗者または他の自動車に乗車中の人などを死亡または負傷させて、法律上の損害賠償責任を負った場合、自賠責共済(保険)で支払われる金額を超える額について、共済金をお支払いします。



搭乗者傷害共済

自動車事故によって、契約した自動車に乗車中に運転者及び同乗者が死傷したとき、共済金をお支払いします。



自損事故共済

契約した自動車の所有者や運転者などが、その自動車が電柱に衝突したり、崖から転落した事故などによって死亡または負傷を被り、それによって生じた損害について自賠責共済(保険)で補償されないとき、共済金をお支払いします。



人身傷害共済

契約の車両または他の車両に搭乗中や歩行中に自動車事故で死傷された場合または後遺障害を負われた場合に、約款に定める損害額基準に基づいて算定した損害額を共済金としてお支払いします。



無共済車傷害共済

無共済(保険)車との事故により死亡または後遺障害が生じ、相手から十分な補償を受けられないとき、共済金をお支払いします。



車両共済

契約された車両が、衝突、接触、墜落など偶然な事故により損傷したり盗難にあったときなどに、共済金をお支払いします。



対物賠償共済

自動車事故によって、相手方の自動車、家屋、電柱など他人の財物に損害を与え、損害賠償責任を負った場合、共済金をお支払いします。



臨時費用共済

他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合、お見舞い等に要した費用を共済金としてお支払いします。

● 自賠責共済

自動車損害賠償保障法(自賠法)に基づき、自賠責共済の取扱いを行っています。自動車を運行中に、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合、自賠責共済金をお支払いします。

最高限度額

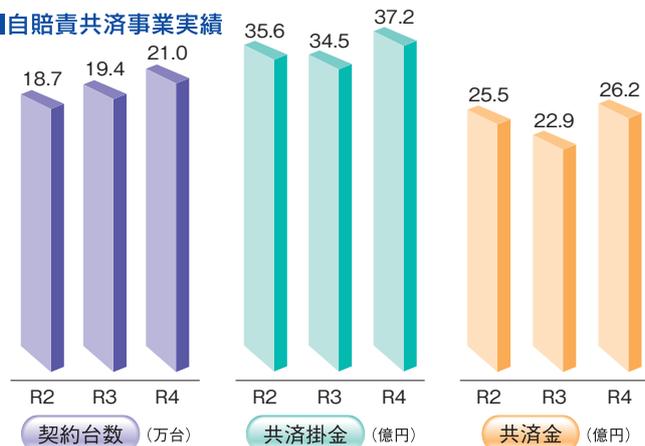
傷害による損害…120万円

後遺障害による損害…4,000万円～75万円

死亡による損害…3,000万円

死亡に至るまでの傷害による損害…120万円

■自賠責共済事業実績



皆様が安心できるサービスを提供するために 全国に広がる信頼のネットワーク

北海道自動車共済協同組合 (北自共)

〒065-0030
北海道札幌市東区北三十条東1-3-2
TEL011-721-5233

設立年月日 昭和52年1月17日
資産総額 1,493百万円
事業地区 北海道

全国自動車共済 協同組合連合会 (全自共)

※日火連との共同元受事業を除きます

東北自動車共済協同組合 (東北自共)

〒980-0011
宮城県仙台市青葉区上杉1-9-15
TEL022-264-1188

設立年月日 昭和49年12月2日
資産総額 4,655百万円
事業地区 青森県、岩手県、
宮城県、秋田県、
山形県、福島県

関東自動車共済協同組合 (関自共)

〒231-0003
神奈川県横浜市中区北仲通3-33
TEL045-201-8833

設立年月日 昭和30年12月5日
資産総額 5,995百万円
事業地区 東京都、神奈川県、
千葉県、埼玉県、
茨城県、栃木県、
群馬県、新潟県、
長野県、山梨県、
静岡県

西日本自動車共済協同組合 (西自共)

〒812-0007
福岡県福岡市博多区東比恵2-15-25
TEL092-441-5901

設立年月日 昭和48年3月15日
資産総額 8,647百万円
事業地区 福岡県、佐賀県、長崎県、
熊本県、大分県、宮崎県、
鹿児島県、沖縄県、
鳥取県、島根県、岡山県、
広島県、山口県、香川県、
徳島県、高知県、愛媛県
(近畿事業部)
大阪府、兵庫県、京都府、
和歌山県、滋賀県、奈良県

中部自動車共済協同組合 (中部自共)

〒466-8558
愛知県名古屋市中区滝子町30-16
TEL052-872-1222

設立年月日 昭和50年3月24日
資産総額 1,797百万円
事業地区 愛知県、静岡県、
岐阜県、三重県、
福井県、石川県、
富山県

全国自動車共済協同組合連合会(全自共)

〒162-0844 東京都新宿区市谷八幡町14番地(市ヶ谷中央ビル)
TEL 03(3267)1911 FAX 03(3267)1978
ホームページアドレス <https://www.zenjikyoo.or.jp/>